

第4章

施策の展開

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

課題1 市民の意識変革の推進

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識*を、いまだに多くの人が持っています。(図-20 参照) この意識により、家事や育児の負担が女性に偏り、就業や地域活動などをしようとする女性の活動の幅を狭めることにもなりがちです。

また、組織の中で「代表者や管理的な役職は男性で庶務は女性」とする慣習が残っていたり、職場で男性中心型の労働慣行が残っている、研究職・技術職はほとんど男性、といった偏りが見られ、女性の活躍が進んでいません。

男女に関する偏った意識や偏見、慣行等は、長年の積み重ねの中で作られてきたものであり、長期的、継続的に働きかけ、少しずつ変えていく必要があります。

施策1 強調月間事業の実施

市民に男女共同参画の考え方が浸透するよう、毎年10月を市の男女共同参画強調月間として、集中的に啓発事業を実施します。関心がない人たちにも目に付く市庁舎への懸垂幕掲示、市報への啓発記事掲載、男女共同参画情報紙の配布、ホームページへの記事掲載など、男女共同参画関連の情報に触れる機会を増やすとともに、各種イベントを開催し、市民の理解が深まるよう努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
1	男女共同参画をすすめるつどい	講演や表彰、作文朗読等を行い、男女共同参画に関する市民の理解を深めます。	女性青少年課
2	巡回作品展	「男女共同参画に関する小中学生の作品」などを市内施設に展示し、子どもや市民への意識啓発を図ります。	女性青少年課
3	1 day 女性カレッジ	社会活動に参加するきっかけとなるよう、大学教授等の講義により、女性の意識を高めます。	女性青少年課
4	女性センター祭り	女性センターを活動拠点としている団体が日頃の活動成果を発表するなど、市民への情報提供と啓発を図ります。また、男女共同参画コーナーを開設し、わかりやすい啓発を図ります。	女性青少年課

* 用語解説は p.109 参照

男女共同参画推進の拠点施設である女性センターでは、男女共同参画社会の促進につながる事業や、女性の自立及び社会参加促進のための啓発事業などを推進しています。また、市民の自主的な活動の場を提供し、活動を支援しています。これらの女性センター事業を充実させるとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス（DV）*などに関する情報を収集し、様々な広報媒体を活用して情報を提供します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
5	啓発支援講座	女性センターにおいて、男女共同参画やドメスティック・バイオレンス（DV）、女性の社会参加などについて考える講座を開催します。	女性青少年課
6	男女共同参画推進に関する情報の収集及び提供	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する情報を収集し、女性センター図書コーナーで自由に閲覧できるようにするとともに、貸出を行います。	女性青少年課
7	男女共同参画情報紙発行	男女共同参画情報紙「らぼーるの風」を発行し、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV対策等に関して、市民及び事業者へ、意識啓発や情報提供を行います。	女性青少年課
8	その他の広報・情報提供	市報やホームページ、行政放送、イベントなどを活用して、意識啓発や情報提供を行います。	女性青少年課



男女共同参画をすすめるつどい実行委員会による準備光景

* 用語解説は p.109 参照

課題2 子どもの頃からの男女共同参画教育の充実 **【重点課題】**

学校においては、男女を平等に扱うことはもちろん、男女で協力することやお互いを理解することの大切さを伝えています。「日立市に住む男女の生活と意識の調査」の結果では、学校教育の場は、男女の地位が平等であると感じる人が最も多い分野ですが、家庭生活の場は、男性が優遇されていると感じる人が多い状況です。(図-19 参照) 子どもたちは学校教育だけでなく、家庭生活や地域社会から様々なことを学び、人格を形成していくことから、学校教育での男女共同参画教育を充実させるとともに、家庭においても、男女がお互いを尊重し協力し合うことで、自然と男女共同参画が身に付いていくことが望まれます。

また、子どもたちが自分や社会の様々なことに関心を持ち、将来の可能性を伸ばしていこうとするときに、性別によって選択が限定されるようなことがあってはなりません。様々な生き方、選択肢があることを子どもたちが学び、自分らしさを大切にして、それぞれの個性と能力を発揮していけるように、キャリア教育^{*1}を充実させる必要があります。

施策1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

日々の学校生活の中で男女平等を推進するとともに、児童生徒の発達段階に応じた男女共同参画教育や学習を充実させます。また、保護者が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発に努め、子どもが幼い頃から男女共同参画の意識を育むことのできる環境の醸成を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
9	中学生用男女共同参画ハンドブック作成と活用	男女共同参画についてわかりやすく学習できる副読本を作成し、授業等で活用します。(中学3年生対象)	女性青少年課 指導課
10	「自立と共生」副読本作成と活用	家庭、学校、職場及び地域における自立と共生について考えさせる副読本を作成し、学校の様々な場面で活用します。(中学1年生対象)	子ども福祉課 指導課
11	小中学生の男女共同参画に関する作品募集	男女共同参画に関する絵画、作文等を募集し、男女共同参画について考えるきっかけを作ります。	女性青少年課
12	新 家庭への男女共同参画啓発	家庭生活や社会生活の中での男女共同参画の身近な問題をイラスト等で表した啓発物等を作成し、小学生のいる家庭に配布します。	女性青少年課

用語の説明

※1 **キャリア教育**：将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

施策2 >>> キャリア教育の充実

子どもたちが、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮して自立して生き、社会のあらゆる分野の活動に参画するための教育・学習機会を充実させます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
13	いいところ発見夢づくり推進事業	「未来パスポート」に、小中学校9年間、継続して自分の得意なことや将来の希望を記録することで、自分や周りの人のよいところに気づき、自信をもって未来を切り拓いていく子どもを育てます。	指導課
14	中学生社会体験事業	地域や企業と連携して、職場体験学習を行い、社会人としての生き方やルールを学びます。	指導課



男女共同参画に関する小中学生の作品展示

課題3 家事・育児・地域活動等への男女平等な参画

家事を行う男性が増えてはいますが、いまだ家事・育児等のすべて、あるいはほとんどを女性が行っている家庭が多いことがアンケート調査でも明らかになっています。また、地域活動への参加は限定的で、若い世代ほど参加しない人が多い傾向が見られます。(図-21、22 参照)

長時間労働に従事することの多い男性が家事・育児・地域活動等へ参画するには、働き方改革によるワーク・ライフ・バランス*の推進が不可欠ではありますが、家事・育児・地域活動等を男性が自らの問題として意識を高め、積極的に実践していくことが必要です。

施策1 男性に向けた意識啓発

男性が主体的に家庭生活に参画することの重要性を啓発するとともに、育児・家事・介護能力を高める支援を行い、男性の参画意欲が向上するよう努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
15	プレパパ・ママの子育てスクール	子育てについて夫婦間の相互理解を深め、よりよい夫婦関係、親子関係のきっかけを作り、出産、育児の夫婦協力について学ぶ機会とします。	健康づくり推進課
16	新 父親の育児応援	父親用の育児の手引を作成して配布するなど、父親が積極的に育児に参加するよう応援します。	女性青少年課 健康づくり推進課
17	新 家事・育児の意識向上	ホームページ等を活用し、家事や育児等の問題を学べるようにして、家事・育児の知識のほか、その重要性や分担の必要性についての理解を深めます。	女性青少年課



女性センターにおける男性向け講座

* 用語解説は p.109 参照

施策2 男性が育児等を行いやすい環境整備

ベビーベッドや授乳室など、子どもを連れてきた女性のための環境整備は進んできましたが、男性も外出先でオムツ交換やトイレなどに対応できる環境を整備し、男性が子どもと一っしょに出かけやすくします。

また、男性の利用が少ない育児休暇や介護休暇が活用されるように働きかけます。男性が家事や育児、介護等に参画することに関しては、男性本人だけではなく、家族、地域、職場といった周囲の理解も必要であり、広く啓発を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
18	ベビーチェア等整備	男性が子ども連れで出かけることを考慮し、男性トイレや共用トイレへのベビーベッドやベビーチェア整備を進めます。	全公共施設
19	男性の育児・介護休暇等利用促進	育児休暇や介護休暇の制度や両立支援事業などの情報を提供し、制度利用を促進します。	女性青少年課 商工振興課 人事課

施策3 地域活動への参加促進

活力ある地域づくりを進めていくためには、多様な年齢層の男女が相互に協力することが必要です。男女が地域活動に積極的に参加し、活動の幅を広げることができるよう、誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

また、「家事や育児は女性がするもの」といった家庭内での固定的な性別役割分担の意識を見直し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会を提供します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
20	コミュニティ活動への参加促進	コミュニティ組織と市が連携・協力して、多様な講座や幅広い年代の人が参加しやすいイベントを開催するなど、地域活動への関心を高めます。	市民活動課 女性青少年課
21	女性センターにおける多様な講座等開催	女性センターにおいて、子育て関連事業や男性の家事・育児等の技能を高める講座、地域連携事業などを開催し、幅広く参加者を増やします。	女性青少年課

基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

課題 1 女性の参画拡大

人口の約半分を女性が占めているにもかかわらず、全国的に政策や方針決定過程にかかわる女性は少なく、女性の意見や考えが活かされているとは言えない状況にあります。国では、平成15年（2003）に、「平成32年（2020）までに、社会のあらゆる分野の指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする」という目標を掲げましたが、多くの分野で達成されることなく、女性の参画は低い水準にとどまっています。（図-9参照）

本市においても、市の審議会等に占める女性委員の割合は微増、市議会議員に占める女性の割合も変わらず、女性の参画を拡大するには至っていません。

男女が対等な立場で参画することは、男女平等の問題だけではなく、社会の多様性と活力を高めるためにも重要な課題です。各分野の代表者には男性が就任することが多く見られますが、様々な課題に対応していくためには、男女両方の視点と参画が必要であり、リーダーとしての女性の参画拡大が課題となっています。

施策 1 女性登用の推進

市の政策や方針を決定する過程に積極的に女性を登用し、多様な視点やニーズを反映させます。また、これまでどおり市職員に男女均等の機会を与え、人材を育成することにより、女性職員の活躍を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
22	女性人材リストの活用	市政への関心や参画意欲がある女性や、専門的な知識や経験を持つ女性などに登録してもらい、各種審議会等に推薦します。	女性青少年課
23	女性委員の登用推進	市の各種審議会等の委員改選にあたり、女性の登用を積極的に行います。	全課所
24	市職員の人材育成	職員の採用・登用・能力開発の機会を男女に均等に付与し、指導的地位へ成長する人材を育成します。 また、特定事業主行動計画を推進し、女性の職業選択に資する情報を公表します。	人事課

市職員の人材育成については「日立市人材育成計画」及び「日立市特定事業主行動計画」により推進しています。

施策2 女性の参画を進めるための環境整備

審議会等に参加しようとする女性が、育児等のために参画に支障をきたすことのないように配慮します。また、各種団体にも女性参画の必要性についての理解を促し、地域全体で女性の参画が進められるよう働きかけます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
25	審議会等開催時の託児費用負担	市民が参加する会議開催時に、託児費用を市が負担し、子育て中の女性も審議会等の委員として参加できる環境を整えます。	女性青少年課
26	コミュニティ組織・各種団体等との連携・協力	コミュニティ組織・各種団体やNPO等において女性の参画が拡大するよう働きかけるとともに、連携した事業等を検討します。	全課所

コラム

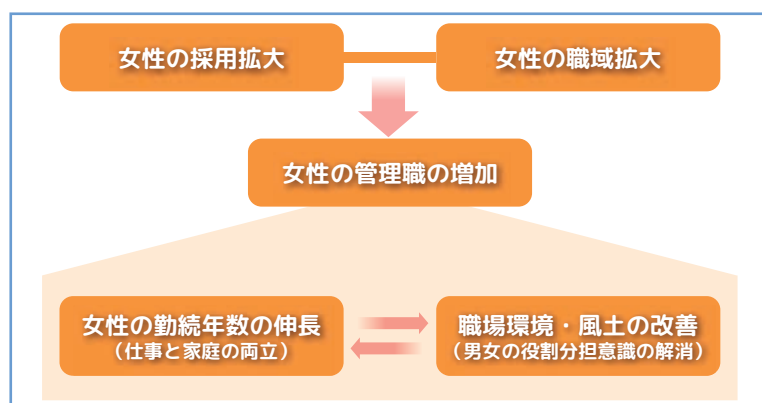
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

国では、女性の活躍推進や格差解消のため、ポジティブ・アクションの取組を推進しています。ポジティブ・アクションとは、社会的格差で不利益を被っている人に特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現しようとする措置です。

企業で行うポジティブ・アクションの取組としては、次のようなものが考えられます。



ポジティブ・アクション
普及促進のシンボルマーク



※「女性の採用拡大」と「女性の職域拡大」が進んでいると「女性の管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。

(厚生労働省 ポジティブ・アクション応援サイトより)

ポジティブ・アクションの手法には、例えば次のようなものがあります。

- (1) 女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する方式
(研修の機会の充実、ワーク・ライフ・バランス、メンター制度など)
- (2) ゴール・アンド・タイムテーブル方式
(指導的地位に就く女性等の数値目標と達成期間を示してその実現に努める手法)
- (3) クォータ制 (性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)

課題2 女性の人材育成 **【重点課題】**

本市では、女性の就労について「子どもができたらやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と考える人が多く、「ずっと職業を続けるほうがよい」と考える人は増加してきていますが、全国調査よりも低いという特徴が見られます。(図-6、7参照) 就労状況を見ると、50歳未満の女性の約7割が就労していますが、そのほぼ半数は、パート・アルバイト等です。(図-8参照) 多様な就労ニーズに対応しているという側面はあるにしても、女性の能力が十分に発揮されているとは言えない状況にあり、女性の就労や起業などへの支援をしていく必要があります。

また、地域活動では、PTAや子ども会・少年団など子どもに関する活動に参加する女性は多いものの、コミュニティやボランティアなどでの人材の育成が課題となっています。

地域や職場で活躍しようとする女性がいる一方で、活動するきっかけをつかめない女性もいます。一人一人の多様な考え方、生き方を尊重しつつ、女性が自立してその個性と能力を発揮していく意識を高め、支援する働きかけが必要です。

施策1 女性の意識向上

女性の参画意識を高め、リーダーとしての資質を向上させる学習機会を提供し、地域や職場において活躍できる人材の育成を目指します。また、育児などで活動範囲が限定されがちな母親を含めた女性の社会参画等の活動を始める意欲を育てます。

参加者には、女性人材リストへの登録を促し、審議会等委員としての参画を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
27	女性の人材育成講座	女性の資質向上のための講座を開催し、社会参画への意識を向上させ、地域での活躍や女性人材リストへの登録を推進するほか、就業やキャリアアップへの意識向上を図ります。	女性青少年課
28	女性リーダー育成研修派遣補助	県海外派遣研修や日本女性会議への参加費用を補助し、男女共同参画等に関する意識と指導力を持った人材を育成します。	女性青少年課
29	女性団体育成・ネットワーク化	女性団体の育成と団体相互の情報交換・交流を推進するとともに、男女共同参画の啓発を図ります。	女性青少年課



女性の人材育成講座



各種女性団体連絡会の研修会

施策2 女性の就業支援

就業を希望する女性が、その能力と個性を十分に発揮して働くことができるよう、技能向上や資格取得等を支援し、再就職や起業へのチャレンジを後押しします。

また、女性が就業する環境が整備されていない中小企業に対して、トイレや更衣室といった職場環境の整備や人事制度の整備を支援し、女性の就業を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
30	就業支援講座	パソコンや仕事力アップの講座、資格取得準備講座を開催し、女性の職業能力の向上や就業を支援します。	女性青少年課
31	女性のための創業塾	起業を目指す女性を対象に、創業の心得や基礎知識、ビジネスプラン作成などについて学びます。	商工会議所 (商工振興課) 女性青少年課
32	新 潜在保育士就業支援講座	保育士資格所有者を対象に、研修や実務体験を行い、保育士としての就業につなげるとともに、保育士不足の解消を図ります。	女性青少年課 子ども施設課
33	新 女性の就業専門資格取得等支援	医療事務・マンション管理士・大型運転免許等、希望する職種に就業するために必要とされる資格を取得・更新するための費用を補助します。	女性青少年課
34	女性就業環境整備促進事業	女性が働きやすく、仕事と子育て等を両立しやすい職場環境の整備や、短時間勤務・休暇など人事制度の導入を図る中小企業に対し、費用の一部を補助します。	商工振興課



課題3 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 **【重点課題】**

働く場においては、長時間労働や転勤、勤続年数を重視した処遇など、男性中心の働き方を前提とする労働慣行が根付いており、育児や介護と両立しながら働こうとする女性が思うように活躍できない一因となっています。また、男性が長時間労働によって家事・育児・介護等に参画する余裕がないことから、家庭内での女性の負担が大きくなり、女性が職場や地域活動などで活躍するのが難しくなる、子育て中の母子が孤立するといった問題が起きています。長時間労働に従事する男女は、ストレスや疲れを解消できず、自己啓発を行う余裕がないという問題もあります。アンケート調査では、就労している50歳未満の男性の半数近くが1日10時間以上勤務しているという実態が明らかになりました。（図-16参照）

女性の活躍の幅を広げるためには、多様で柔軟な働き方を実現することによってワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を推進することが不可欠と言えます。

施策1 事業主・管理職等の理解促進

長時間労働の削減や、柔軟な働き方の実現には、制度の導入だけではなく、事業主や管理職、職場内の理解が重要であるため、企業等へ啓発・情報提供を行い、理解の促進に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
35	企業等への啓発・情報提供	男女の育児休暇・介護休暇等取得や、柔軟な働き方、パワーハラスメント・マタニティハラスメント防止などが推進されるよう、啓発・情報提供を行います。	女性青少年課 商工振興課
36	新 一般事業主行動計画に関する啓発	女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が義務付けられている企業及び策定が任意とされている労働者300人以下の企業に、策定・推進を働きかけます。	女性青少年課 商工振興課
37	新 管理職等への啓発	ホームページ等を活用し、部下のキャリアと人生を応援する方法等について、クイズ形式で学べるようにするなど、事業主や管理職の理解を深めます。	女性青少年課

施策2 柔軟な働き方の推進

働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を発揮することができる多様で柔軟な働き方を推奨し、企業による主体的なワーク・ライフ・バランスを実現させるための取組について情報提供や啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業への支援方法について検討します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
38	新 ワーク・ライフ・バランス啓発	働き方の見直しや柔軟な働き方などをイラスト等により紹介する啓発物等を配布するなど、事業所等への啓発に努めます。	女性青少年課 商工振興課
39	新 ワーク・ライフ・バランス優良企業への支援検討	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進に積極的な企業が増えるよう、企業に対する支援方法について検討します。	契約検査課 女性青少年課

施策3 育児・介護等の負担軽減のための環境整備

男女がともに仕事と家庭に関する責任を担えるよう、多様な選択を可能とする子育て支援や介護支援を充実させ、家庭の負担を軽減する環境を整備します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
40	保育事業の充実	保育園の定員適正化、保育士の確保、認定こども園の普及等により、待機児童の解消を図ります。	子ども施設課
41	放課後児童クラブ	就労等により保護者が家庭にいない児童に、放課後や学校休業日における遊びや生活の場を提供します。	子ども福祉課
42	子育て支援の充実	子どもの一時預かり、病後児保育、産前産後のサポートなど、子育て家庭に対する様々な支援を充実させます。	子ども福祉課 子ども施設課
43	高齢者の生活及び介護の支援	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような環境づくりに取り組むとともに、高齢者に関する総合的な相談を行い、必要な介護サービスを安心して受けられるように支援します。	高齢福祉課
44	介護サービスの充実	本人や家族のニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取り組み、介護の負担軽減を図ります。	介護保険課

育児関係事業については「日立市子ども・子育て支援計画」、高齢者・介護関係事業については「日立市高齢者保健福祉計画」により推進しています。

基本方針Ⅲ 一人一人の人権の尊重

課題1 配偶者等からの暴力被害者への支援 **【重点課題】**

あらゆる暴力は、性別や加害者と被害者の間柄を問わず許されるものではありませんが、配偶者からの暴力は、歴史的に社会的問題として扱われず、被害者が我慢するという状況に置かれてきました。身体的な暴行だけでなく、心理的に攻撃される、生活費を渡さない、性的強要などの被害がありますが、被害者の多くは女性です。

平成13年に「配偶者暴力防止法」が制定され、ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉が多くの人に知られるようになりましたが、被害者が我慢すれば済む問題だと考える人はまだいるようです。女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、男女の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実が必要です。

アンケート調査では、本市でも配偶者等から暴力を受けた経験のある人が2割以上おり、それを誰にも相談しなかった人が多数いることがわかっています（図-23、24参照）。相談しなかった理由では、「どこに相談してよいかわからなかったから」は少数だったものの、被害経験のない人も含めると、「相談できる窓口を知らない」人が男女とも約4割おり、市民への広報や相談のきっかけづくりが課題といえます。

施策1 >>> DV防止のための教育・啓発

ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者にも被害者にもならないように、若年層を含めた市民に向けて、情報提供や教育・啓発を行います。

配偶者等への暴力が問題であることを正しく認識し、被害にあったときや周囲で問題が起こったときに適切な対応ができるように啓発します。

若年層に対しては、人権や対等な男女関係について正しい認識を持ち、デートDV^{*1}など暴力が心身に与える影響を理解するよう指導します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
45	ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発	市民や相談業務等に携わる関係者等に対し、DVの防止や対策に向けた啓発を充実させます。	女性青少年課
46	高校生に対する思春期教育	市内高等学校を対象にライフプラン教育を実施します。妊娠・出産に関する正しい知識とともに、デートDVについても学びます。	健康づくり推進課
47	人権教育	学校教育などで、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める心や態度をはぐくみます。	広聴広報課 生涯学習課 指導課

用語の説明

※1 デートDV：交際中の男女間で起こる暴力。身体的・精神的・金銭的・性的暴力などで、一方的にプライバシーに立ち入る、相手の行動を束縛するなど、多様な形が見られる。

施策2 >>> 相談体制の充実と被害者の保護

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の早期発見につながるよう、相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすい体制により、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関等と連携した被害者に対する支援の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
48	女性生活相談事業	女性センターにおいて、女性の問題全般の相談を受け入れ、必要に応じて関係機関等と連携してDV被害者を保護します。	女性青少年課
49	市民相談事業・人権相談事業	市民相談室において、相談全般を受け入れるほか、人権擁護委員が法務局職員とともに対応する人権相談を実施します。	広聴広報課
50	保護や援助を必要とする女性に対する支援	家庭生活の破綻や生活困窮等により保護や援助を必要とする女性に対し、相談、保護等、関係機関等と連携して必要な支援を行います。	社会福祉課 日立市らぼーる協会
51	ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等の安全確保	配偶者等からの暴力による危険がある場合、県や警察と連携して、被害者及び家族の県施設入所等について調整します。また、緊急時等に被害者を一時的に保護し、安全を確保します。	社会福祉課 日立市らぼーる協会
52	関係機関等との連携	相談への対応や被害者の安全確保などに当たり、必要に応じて関係課所及び県女性相談センターや配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関と連携を図ります。	社会福祉課 女性青少年課 子ども福祉課

施策3 >>> 被害者の自立支援

被害者及びその子ども等、家族が安全に自立した生活ができるよう、住居、就業、各種制度の利用などの情報提供や支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
53	生活支援	被害者が加害者から独立して生活できるよう支援します。また、被害者が自立して生活できるよう就業に向けた支援をします。	社会福祉課
54	住宅確保等	被害者が加害者からの独立を希望する場合、一時避難の場所を確保します。また、公営住宅や民間住宅への入居手続を支援し、居住の安定を図ります。	社会福祉課 住宅課

課題2 各種ハラスメントの防止

セクシュアルハラスメント（セクハラ）^{※1}は、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

男女雇用機会均等法では、セクシュアルハラスメントのほか、婚姻や妊娠、出産などを理由として解雇することや不利益な取扱いをすることを禁じています。また、妊娠や出産等に関するハラスメント^{※2}を禁じ、事業主に防止措置を講じる義務が新たに課せられました。（男女雇用機会均等法 平成28年（2016）改正）

セクシュアルハラスメントや、妊娠や出産等に関するハラスメントは、パワーハラスメント（パワハラ）^{※3}が複合して行われる場合もあり、女性だけでなく、男性も被害者となり得ますので、配慮が必要です。

また、性同一性障害^{※4}等を理由として差別されるなど、困難な状況に置かれがちな人たちの人権を尊重し、どのような配慮が必要かを検討していく必要があります。

施策1 ハラスメント防止の啓発

職場等における各種ハラスメントを防止するため、市民や企業等への啓発に努めます。また、相談窓口の周知や防止対策等の情報提供を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
55	ハラスメント防止の広報・啓発	市民や企業に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。	広聴広報課 女性青少年課
56	相談対応	市民相談室等において、各種ハラスメントに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携します。	広聴広報課 女性青少年課

用語の説明

- ※1 **セクシュアルハラスメント（セクハラ）：**
性的な関係の強要や身体に触れるなどの行動、個人的な情報を意図的に流布するなどの性的嫌がらせ。
- ※2 **妊娠や出産等に関するハラスメント：**
働く女性が、出産・妊娠をきっかけに、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。マタニティハラスメント（マタハラ）と呼ばれることもある。
- ※3 **パワーハラスメント（パワハラ）：**
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりすること。
- ※4 **性同一性障害：**
生物学的性別と自らの性別に対する意識が一致しない状態。同性愛（Lesbian、Gay）、両性愛（Bisexual）、性同一性障害（Transgender）を合わせてLGBTと呼ばれることもある。

課題3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭^{※1}は、仕事、子育て、家事等を一人で担わなければならない、その精神的、身体的負担は父母のいる家庭に比べ大きい、子育てや生活上の困難等の悩みに対応する相談体制を充実させる必要があります。

また、母子家庭においては、非正規雇用で就業している人が多いこともあって、貧困状態に陥りやすい、経済的負担の軽減のほか、安定した収入を確保し自立できるよう支援するなど、貧困を防止する取組が必要です。次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学習意欲の差が生じることのないように、子育てや教育に係る経済的負担の軽減や子どもへの学習支援を推進することも重要です。

施策1 ひとり親家庭が安心して暮らせる環境整備

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、総合的な支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当
57	家庭児童相談	ひとり親への生活相談や各種支援策の調整などを行います。	子ども福祉課
58	ひとり親家庭の就業支援	就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するための養成機関で修学するときの費用を助成するなど、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。	子ども福祉課
59	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している市民に対し、その状況に応じて、各種支援の適用や自立のための相談を実施します。	社会福祉課
60	経済的支援	ひとり親家庭等への児童扶養手当支給などにより、経済的な支援を行います。また、家庭の経済状況に応じて受けられる各種制度により、子育てや教育に係る経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課 ほか

ひとり親家庭への支援については「日立市子ども・子育て支援計画」により推進しています。

用語の説明

※1 ひとり親家庭：離別・死別または未婚などのため配偶者のいない母または父が、20歳未満の子どもを養育している家庭。